

佐伯市分別収集計画
(第6期)



平成22年7月
佐伯市

佐伯市分別収集計画

平成 22 年 7 月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

一般廃棄物の処理は、焼却処理施設の『エコセンター番匠』『エコセンター蒲江』、最終処分場の『佐伯一般廃棄物最終処分場』『蒲江一般廃棄物最終処分場』で処理を行っているが、ほとんどの一般廃棄物（蒲江地域の燃えるごみ以外）は、ガス化溶融炉やリサイクルプラザを整備した『エコセンター番匠』で選別後に溶融処理を行い、中間処理後の残渣を減少させ埋め立て処分量の削減に努めている。さらに最終処分場においては、『エコセンター番匠』建設前まで『佐伯一般廃棄物最終処分場』の一部に埋め立てていた一般廃棄物を『エコセンター番匠』において再処理することにより、最終処分場の延命化を図っている状況である。

しかしながら、ペットボトルを除くプラスチック製容器包装の取扱については、現在、中間処理施設の熱源としてサーマルリサイクル*を行っているが、今後も循環型社会形成の動向を注視しながら、調査・検討を行っていく必要がある。

また、「佐伯市総合計画」により示されている佐伯市推計人口によると、将来人口の減少が予測され、それに伴い市民から排出される廃棄物の量も減少が見込まれるものの、やはり、さらなる循環型社会の確立に向けた 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進は避けて通れない課題となっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の 3R を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R 推進の取り組みを積極的に進め、循環型社会の形成を目指すものである。

* 「サーマルリサイクル」とは・・・廃棄物から熱エネルギーを回収して有効利用を行うこと。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用を基本とした資源循環型社会づくり
- ・ 快適な生活環境の確保と地域環境の保全
- ・ 市民・事業者・行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 23 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ダンボール及びペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第 8 条第 2 項第 1 号)

(単位：t)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
容器包装廃棄物	5,862	5,651	5,571	5,491	5,410

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第 8 条第 2 項第 2 号)

容器包装廃棄物の排出を抑制するためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から適切な役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら、積極的な取り組みを促進することが重要である。廃棄物の排出を抑制するための主な方策は以下のとおりである。

(1) 排出抑制の推進

ア 生ごみに関する減量化の推進

(ア) 生ごみ処理容器（コンポスターやボカシ容器）の無償貸与

(イ) コンポスター容器：1 世帯 1 個 ボカシ容器：1 世帯 2 個

(ウ) 生ごみ処理機購入費に対する補助事業

購入価格の 2 分の 1 以内（上限 30,000 円以内）

※ ダンボールコンポストによる生ごみの減量については、今後モニター調査等を行った後に事業展開、導入方法を検討する。

イ レジ袋の削減とマイバッグの普及

事業者及び関係団体と協働しレジ袋の削減の取り組みを進めるとともに、マイバッグ持参率の向上を図る。

ウ 過剰包装削減の取り組み

市民は商品を購入する際、自発的に必要以上の包装を断り、また事業者は自主的に包装の簡素化を行う取り組みを推進する。

(2) 再使用、再資源化の推進

ア “もったいねえ”を合言葉にした再使用の推進

フリーマーケット等の開催情報を提供し、積極的な活用を促していく。また、市報の中の「おゆずりします」や「おゆずりください」といったコーナーを活用し、再使用の推進を図る。

イ リサイクル紙とる？（紙リサイクルの推進）

「燃えるごみ」の中に40%～50%の紙類が混入されているため、菓子箱等を「その他の紙類」として分別排出するために啓発活動を行い、リサイクルの推進を図っていく。

(3) 環境教育及び啓発活動

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、リサイクルの取り組みやごみ処理施設の見学会等あらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、ごみ処理に要する経費の増加等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再使用、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・市報やケーブルテレビ等を活用した啓発活動
- ・各地区や団体等に対する出張講座活動
- ・“ごみダイエットメニュー”の公募及び情報発信
- ・市内小学4年生の社会見学時における環境教育の推進
- ・中学・高校生の職場体験時における環境教育の推進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、佐伯市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		カン（ビン・ペットボトルと同一袋で排出、同時収集）
主として ガラス製 の容器	・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他の色のガラス製容器	ビン（カン・ペットボトルと同一袋で排出、同時収集）
主としてダンボール製の容器包装		ダンボール（新聞・チラシ、その他の紙類の3分別にて排出、別収集）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル（ビン・カンと同一袋で排出、同時収集）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省庁で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
主としてスチール製の容器	118t	116t	114t	113t	111t
主としてアルミ製の容器	76t	75t	74t	73t	72t
無色のガラス製容器	(合計) 69t	(合計) 68t	(合計) 67t	(合計) 66t	(合計) 65t
	(引渡) (独自処理) 69t 0t	(引渡) (独自処理) 68t 0t	(引渡) (独自処理) 67t 0t	(引渡) (独自処理) 66t 0t	(引渡) (独自処理) 65t 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 181t	(合計) 179t	(合計) 176t	(合計) 174t	(合計) 171t
	(引渡) (独自処理) 181t 0t	(引渡) (独自処理) 179t 0t	(引渡) (独自処理) 176t 0t	(引渡) (独自処理) 174t 0t	(引渡) (独自処理) 171t 0t
その他のガラス製容器	(合計) 19t	(合計) 19t	(合計) 18t	(合計) 18t	(合計) 18t
	(引渡) (独自処理) 19t 0t	(引渡) (独自処理) 19t 0t	(引渡) (独自処理) 18t 0t	(引渡) (独自処理) 18t 0t	(引渡) (独自処理) 18t 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0t	0t	0t	0t	0t
主としてダンボール製の容器	272t	268t	265t	261t	257t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t
	(引渡) (独自処理) t t	(引渡) (独自処理) t t	(引渡) (独自処理) t t	(引渡) (独自処理) t t	(引渡) (独自処理) t t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他の主務大臣が定める賞品を充てんするためのもの	(合計) 119t	(合計) 118t	(合計) 116t	(合計) 114t	(合計) 113t
	(引渡) (独自処理) 119t 0t	(引渡) (独自処理) 118t 0t	(引渡) (独自処理) 116t 0t	(引渡) (独自処理) 114t 0t	(引渡) (独自処理) 113t 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t
	(引渡) (独自処理) t t	(引渡) (独自処理) t t	(引渡) (独自処理) t t	(引渡) (独自処理) t t	(引渡) (独自処理) t t
(うち白色トレイ)	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t
	(引渡) (独自処理) t t	(引渡) (独自処理) t t	(引渡) (独自処理) t t	(引渡) (独自処理) t t	(引渡) (独自処理) t t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令に定める物の量の見込み

=直近年度（平成21年度）の特定分別基準適合物等の1人当たり排出実績（①表）
×推計人口（②表）

① 特定分別適合物排出量の実績

人口		80,642 人
	排出量(t)	1人当たり(kg)
スチール製容器	121.01	1.50
アルミ製容器	78.57	0.97
無色のガラス製容器	70.72	0.88
茶色のガラス製容器	185.91	2.31
その他のガラス製容器	19.06	0.24
ダンボール	279.48	3.47
ペットボトル	122.78	1.52

② 推計人口

(単位：人)

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人口	78,426	77,374	76,304	75,219	74,116

※ 推計人口・・・「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に示される、「トレンド推計結果の補正と計画人口」の全処理区域計画人口

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集の実施方法は、以下のとおりとする。

分別収集実務主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	カン	市の委託業者による定期収集	市 (エコセンター番匠)
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	ビン	市の委託業者による定期収集	市 (エコセンター番匠)
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	ダンボール	ダンボール	市の委託業者による定期収集	市 (エコセンター番匠)
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペット ボトル	市の委託業者による定期収集	市 (エコセンター番匠)

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

ビン・カン・ペットボトルについては、エコセンター番匠リサイクルプラザで選別、圧縮・保管する。また、ダンボールについては、リサイクルプラザに直接搬入されたものは、ストックヤードで保管するものとするが、定期収集されたものについては、民間業者へ直接搬入する。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕 様
排出	集積場所	市の指定した集積所
収集・運搬	収集車両	パッカー車
選別・保管	リサイクルプラザ	
	ストックヤード	

分別収集用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	カン	透明・半透明袋	パッカー車	リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
無色のガラス製容器	ビン	透明・半透明袋	パッカー車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
ダンボール	ダンボール	容器なし(ひもなどで十字に縛る。)	パッカー車	・民間業者 ・資源ストックヤード
ペットボトル	ペットボトル	透明・半透明袋	パッカー車	ペットボトル リサイクル棟 (選別・圧縮施設)

分別収集に必要な施設計画（その2）

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄 (現有施設状況)
【排出段階】				
1. 専用車両				
1. パッカー車	a. カン類 (スチール缶、アルミ缶分別) b. ビン類 (無色、茶色、その他の色分別) c. ペットボトル d. ダンボール	(仕様) 形式：最大積載量 3,000 k g ボディ容量 6.0 m³ 回転式 後方ダンプ排出 数量： 19 台	委託業者	

分別収集に必要な施設計画（その3）

施設の種類	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）及び整備計 画	管理主 体等	参 考 欄 (現有施設状況)
【中間処理段 階】				
1. 再生施設				
1.1 リサイクルプラ ザ 選別・圧縮・梱 包設備	a. カン類 (スチール缶、アル ミ缶分別) b. ビン類 (無色、茶色、その 他の色の分別) c. ペットボトル	平成 15 年度から供用開始 (仕様) 主要機器：ベルトコンベア、 破袋機、磁選機、 アルミ選別機、 圧縮機 (仕様) 主要機器：ベルトコンベア、 手選別 (仕様) 主要機器：ベルトコンベア、 手選別、 圧縮減容機	市	・リサイクルプラザ (処理対象物：燃え ないごみ、粗大ごみ、 ビン、カン、など： 処理能力：33t/5h： 整備年度平成 15 年 度) 平成 15 年度整備 平成 20 年度から稼 働
1.2 ストックヤード		(仕様) 形状：上屋付きストックヤード スチール 45 m ² アルミ 45 m ² カレット無色 27.6 m ² カレット茶色 26.9 m ² カレットその他の色 36.3 m ² ペットボトル 129.5 m ²	市	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

(1) 3R推進普及啓発活動

ア 市報掲載やケーブルテレビを活用した広報活動

市報やケーブルテレビを活用し、随時ごみの減量、リサイクル及び分別方法に関する情報を提供する。

イ 説明会等の開催

ごみの減量化やリサイクル等のごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらうように、婦人会や老人会その他各種団体からの要請に応じて出張講座等を行う。

また、市内小学4年生を対象にした社会見学や中学・高校生の職場体験時において、ごみに対する意識の高揚に努める。

(2) 廃棄物減量等推進審議会の活用

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、学識経験者、住民、小売事業者の代表者、廃棄物処理業者及び廃棄物再生事業者の代表者で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。

(3) 市民、事業者、行政の役割

循環型社会形成のためには、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取り組みを図ることが重要である。それぞれの役割を以下に示す。

市民の役割

- ごみの発生抑制を意識し、排出抑制に取り組むことによりごみを出さないライフスタイルへの転換を図る。
- 分別収集に積極的に協力し、再使用、再生利用に取り組むことにより資源の循環的な利用を促進する。

事業者の役割

- 事業活動に伴い発生するごみの排出者であることを自覚し、自らが発生源となるごみの減量化、資源化等を行う。
- ライフスタイルに配慮し、ごみになりにくく、リサイクルしやすい製品の製造・販売を行う。
- 市民、行政が行うごみの排出抑制やリサイクルの推進に対し認識を深める。

行政の役割

- ごみの抑制や処理状況を的確に把握し、ごみの減量化やリサイクル等の推進、適正処理を行うためのプランを構築する。
- 循環型社会の構築に向けた市民や事業所の自主的な取り組みの促進や情報提供などの支援を行う。
- ごみに関する各種の情報を積極的に発信し、3R等の普及啓発活動に取り組む。

(4) PDCAサイクル

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に見直しを行うこととする。

